

## 新型コロナウイルスへの本学の対応について（2020年6月19日現在）

### I. 趣旨および基本的な考え方

日本政府（以下「政府」）は、5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」）の終了に伴い、外出自粛の段階的緩和の目安を公表しました。6月19日には、この目安にしたがい、全国を対象に県をまたぐ移動の自粛が解除されましたが、国民に対しては、引き続き、「新たな生活様式」の実践等をはじめとする感染対策の徹底が求められています。

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」として指定されていますので、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となりますが、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体としての長期的な対応が必要となることを見込まれます。こうした状況の下にあっても、大学は、その目的および使命を果たすため、学内における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、持続的に教育研究活動に取り組む必要があります。

常磐大学および常磐短期大学（以下「本学」）では、学生および教職員が安心して教育研究活動に取り組むことができるよう、感染拡大の防止と学修機会の確保等に十分に留意しながら、以下のように対応することとしています。

教職員および学生の皆さんは、この方針をよく理解し、引き続き、日常的な衛生行動の励行、感染の予防と感染拡大の防止に努めてください。

## II. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策

### 1. 新たな生活様式の実践

次のような取組みを通じて、新型コロナウイルスの感染およびその拡大のリスクの低減に努めてください。

「身体的距離の確保」「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「咳エチケットの徹底」「毎朝の検温」「接触者の記録」「免疫力向上の実践（睡眠・栄養・運動）」「こまめな換気」「接触者数の低減」「密集・密接・密閉の回避」「徒歩や自転車での移動」「近距離での会話を控える」「感染が流行している地域への移動自粛」

### 2. 基本的な感染症対策の徹底【個人レベルの対策】

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。具体的には、次に示すような予防行動を心がけるとともに、日常の健康管理や感染リスクの回避に努めてください。

基本的な予防行動	感染リスクが高い場所や場面を避ける
①感染が流行している地域への移動自粛	・換気が悪い部屋
②3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）（以下「3つの密」）を避ける	・狭い部屋に集まる ・多くの人が集まる ・大声をだしあう、歌う、笑う ・ツバや咳がかかる距離での会話
③こまめな手洗い（水と石けんによる手洗いを徹底する）	・握手、ハグなどの触れ合う挨拶 ・同じ器具や物を複数で使用する
④咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）	・鼻や口を手で触る・拭う ・空気が乾燥している、のどが乾燥する ・のどや目に炎症がある
⑤人と接する時のマスク着用	・喫煙・受動喫煙
⑥体調管理とストレス対処（毎朝の検温、発熱等風邪の症状がある場合は無理に登校しない等）	・飲酒 ・睡眠の不足や疲労する行動 など

### 3. 教育活動にかかわる感染症対策【機関レベルの対策】

本学では、遠隔授業の実施など、学内や地域における感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保を両立するための取組みを行っているところです。また、7月8日からは、学生が通学する形で行われる対面での授業（以下「面接授業」）を実施することになっています。

今後、日常的な教育研究活動においては、「3つの密」が重なることを徹底的に回避する

対策が不可欠となりますので、6月19日から7月7日までの期間を、面接授業の実施に向けた移行期間と位置づけ、衛生環境の整備にも十分に留意しながら、次のような措置を講じることとしています。

(1) 授業、学生指導、就職指導および学生の登校

項目	7月8日以降の対応	6月19日から7月7日までの対応
授業	十分な感染予防策を講じたうえで、面接授業を実施します。	遠隔授業等の対面によらない方法で実施することを基本とします。
学生指導、就職指導および就職相談	十分な感染予防策を講じたうえで、対面で実施します。電話、電子メール、ウェブサイト等を通じた面談等も最大限活用します。	電話電子メール、ウェブサイト等を通じた面談等の対面によらない方法で実施することを基本とします。
説明会やガイダンス等	十分な感染予防策を講じたうえで、対面で実施します。ウェブサイト等を通じた面談（オンライン面談）等も最大限活用します。	ウェブサイト等を通じた面談（オンライン面談）等の対面によらない方法で実施することを基本とします。
就職活動のための移動（感染が流行している地域や感染の流行が懸念される地域*への移動）	慎重に対応してください。対象となる企業等には、各学生が、採用試験の延期、または実施方法の変更（オンライン面接等への変更）等を相談してください。	自粛を要請します。対象となる企業等には、各学生が、採用試験の延期、または実施方法の変更（オンライン面接等への変更）等を相談してください。
感染が流行している地域または感染の流行が懸念される地域*に居住する学生の登校	十分な感染予防策を講じたうえで登校してください。	キャンパスの入構制限の有無に関わらず、自粛を要請します。次のいずれかの事由により、登校しなければならない場合は、あらかじめ学生支援センターに申し出て確認を受けてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修環境に問題があり、学内の諸施設を使用する必要が生じた場合</li> <li>・面接授業に出席する場合</li> <li>・学生指導や就職指導等を受ける場合</li> <li>・説明会やガイダンスに参加する場合</li> </ul>

\* 感染が流行している地域や感染の流行が懸念される地域＝都道府県知事等から施設等の休業要請が行われている地域、都道府県知事等から移動の自粛が要請されている地域等のことを指す。

(2) 学生の課外活動および部活動

強化部に指定されている部活動のうち、屋外で行う硬式野球部、サッカー部およびゴルフ部については、6月19日以降、一定の条件を満たしたのから段階的に活動を再開します。

上記以外のすべての課外活動および部活動は、当面の間、学内外を問わず、禁止します。

### (3) 集会、行事および会議等

本学が開催する集会や行事は、各々、その規模や態様・特徴および必要性等に鑑みて、実施の可否を決定します。(例えば、多数の参加者が見込まれる場合は、慎重に検討します。特に、換気ができない環境で一定時間距離が近い接触が生じる場合、事前に参加者が特定できない場合、飲食を伴う場合などは、当面の間、禁止します。)

### (4) 一般的な感染予防策の徹底および衛生環境の整備等

上記(1)から(3)に示す各事項のほか、教育活動にかかわる感染症対策として重点的に取り組む事項等は、次のとおりです。

#### ① 衛生管理を徹底する

・施設内に手指の消毒設備を設置するとともに、共用物品や頻繁に手が触れる場所は定期的に消毒を行う。

#### ② 「3つの密」が重なることを回避する

##### ア) 密閉空間の回避

・施設の換気を適切に行う。

(面接授業) 授業開始から45分経過した時点で5分間程度の換気を行う。窓を開けることができない教室等では、入口の扉を開けるなどの方法で換気を行う。換気の際は、空調設備や衣服等による温度調節にも配慮する。

(授業以外の施設使用等(実験施設等を含む)) 施設使用の形態や性質も考慮しつつ、換気設備を適切に使用する、2つ以上の窓を同時に開けるなどの工夫を行う。

(スクールバス) 窓を開けて換気を行いながら運行する。乗車時はマスク着用を徹底する。

##### イ) 密集場所の回避

・教室内では、座席配置を工夫するなどして、身体的距離を確保する。

(面接授業) 教室等内では、座席の間隔を1席以上空けて着席する。なお、1つの教室等に収容することのできる学生数は、150人未満とする。

(学生指導、就職指導および就職相談等) 対面で実施する場合は、電話、電子メール、ウェブサイトを通じた面談等の対面によらない方法を最大限活用する。

(飲食の場面) 人数の制限や通常飲食が禁止されている場所をできるだけ開放するなどして身体的距離を確保する。

##### ウ) 密接場面の回避

・座席配置や実施方法を工夫するなどして、近距離での会話や発話が生じる場面を可能な限り避ける。やむを得ず近距離での会話や発話が生じる場合は、マスクの着用、フェイスシールドの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

(面接授業) 教室等の態様または授業の実施方法等により、教員と学生との間の身体的距離を確保することが困難な場合、教員はフェイスシールドを着用することを基本とする。

(面接授業) 特に、実習・実験・実技により行われる授業の実施については、文部科学省が作成しているガイドライン等を参考に、必要な学修の機会の確保に努める。

(飲食の場面) 食堂等では、座席配置を工夫するとともに、アクリル板等による遮蔽等の措置を行う。

③ 日常の健康管理等を徹底する

- ・毎朝の検温を励行する。
- ・発熱等風邪の症状がある場合には、学生の登校を停止する。下記Ⅲ. に示す「出席（登校）停止」の扱いについて十分に説明し、無理に登校することの無いよう徹底する。
- ・登校後に発熱した場合に備え、待機させるための別室を準備する。

### Ⅲ. 学内で感染者が発生した場合の対応等（感染が疑われる場合の対応を含む）

#### 1. 相談窓口

感染が心配な場合や、感染の疑いがある場合は、各都道府県が公表している帰国者・接触者相談センターに相談してください。茨城県の相談窓口は、専用電話（直通番号）029-301-3200／FAX 番号 029-301-6341【24 時間対応】です。

#### 2. 感染が疑われる症状が見られる場合の対応

##### (1) 発熱等の風邪の症状が見られる場合

- ・無理をせずに授業等を休み、外出を控え、自宅で休養してください。
- ・自宅で休養する場合は、電話で保健室（TEL：029-232-2640）または学生支援センター（TEL：029-232-2510）に連絡してください。（登校はしないこと）
- ・自宅で休養している間は、毎日、体温を測定して記録してください。

##### (2) 強い症状がある場合や比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ① 次のような症状が見られる場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により「登校停止」とします。登校停止の期間は、「症状が治まるまで」とします。速やかに、保健室または学生支援センターに電話で連絡してください。（登校はしないこと）
  - ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ② また、次のような症状が見られる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。
  - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が 4 日以上続く場合、強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）

##### (3) 医療機関を受診する場合の留意事項

医療機関を受診する場合は、帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。

#### 3. 濃厚接触者に特定された場合の対応

濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大を防止する観点から「登校停止」とします。登校停止の期間は、「感染者と最後に接触した日から 14 日間」とします。速やかに、電話で保健室（TEL：029-232-2640）または学生支援センター（TEL：029-232-2510）に連絡してくだ

さい。(登校はしないこと)

登校停止の期間は、毎日、体温を測定して記録するなど、健康状態に注意を払い、上記2.(2)に示すような症状が見られる場合は、帰国者・接触者相談センターまたは保健所等の窓口にご相談するとともに、保健室または学生支援センターに電話で連絡してください。(登校はしないこと)

#### 4. 感染していると診断された場合の対応

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により「登校停止」となります。登校停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により「治癒するまで」となります。速やかに、電話で保健室(Tel:029-232-2640)または学生支援センター(Tel:029-232-2510)に連絡してください。(登校はしないこと)

この措置の後、登校を再開するにあたっては、受診した医療機関において「診断書」または「治癒証明書」等の発行を受けてください。

#### 5. 登校停止により欠席した授業等の取扱い

上記2.から4.の措置に基づく自宅での休養および登校停止により欠席した授業等については、「常磐大学授業、試験等における欠席の取扱いに関する規程」第6条または「授業および試験等における欠席の取扱いに関する規程」第6条の規定により取り扱うことになります。登校を再開した際は、授業担当教員へ「欠席届」を提出し指示を受けてください。